

## 長野県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会 議事録

○日 時 平成 29 年（2017 年）5 月 31 日（水） 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

○場 所 長野県長野保健福祉事務所庁舎 3 階 大会議室

○出席者

審議会委員（11 名）

山岸重幸委員（会長）、小金玲子委員、鶴田敦子委員、有賀正典委員、縣美智子委員、高橋昌子委員、徳嵩淳子委員、山田ふみ江委員、倉田由里子委員、高木蘭子委員、林部勤委員

県側

長野県県民文化部長 青木弘、くらし安全・消費生活課長兼北信消費生活センター所長 戸田智万、企画幹兼課長補佐兼企画指導係長 黒井秀彦、課長補佐兼相談啓発係長 菊池康文、中信消費生活センター所長 矢沢信二、南信消費生活センター所長 小池洋輔、東信消費生活センター所長 宮下善人 ほか

### 【事務局 くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

それでは定刻になりましたので、ただいまから、「長野県消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会」を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の黒井でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、当審議会の委員交代についてご報告申し上げます。

高山村長 久保田勝士委員の退任に伴い、平成 28 年 12 月 8 日付けで小布施町長 市村良三様に、また、長野県屋代南高等学校長 宮入千恵子委員の退任に伴い、平成 29 年 4 月 1 日付けで、長野県屋代南高等学校長 有賀正典様に委員としての委嘱を申し上げたところでございます。

また、市長会の役員改選により、平成 29 年 4 月 20 日をもって、中野市長 池田茂委員から辞任の申し出がありました。

これによりまして、本審議会の現在の委員は、お手元にお配りしてある名簿のとおり 14 名となっております。

それでは、本日ご出席の有賀委員は、自己紹介をお願いします。

### 【有賀委員】

長野県屋代南高等学校長の有賀正典です。よろしくお願いいたします。

**【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】**

ありがとうございました。

本日の審議会の出席状況でございますが、お手元の委員名簿のとおり市村委員、我妻委員、塚田委員、の3名の方が、ご都合がつかず欠席をされています。

委員総数 14 名中、11 名の委員の皆様がご出席ですので、長野県消費生活条例第 46 条で準用する第 28 条第 2 項の規定並びに長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱第 6 の規定による過半数のご出席があり、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、青木県民文化部長よりごあいさつを申し上げます。

**【青木県民文化部長】**

本日は、大変お忙しいところ、消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

県では消費生活基本計画・消費者教育推進計画に基づき、県民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、計画に掲げた目標の達成に向けて、様々な施策を実施しており、その状況については、昨年度も皆様に熱心にご議論をいただきました。

現在、県の総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン」が今年度で終了することから、新たな計画策定に向け、広く県民の皆様からご意見をいただいているところでございます。

総合 5 か年計画の中の「県民生活の安全確保」を推進するため、個別の計画として位置付けられている消費生活基本計画等も今年度で終了することから、第 2 次の計画策定について、審議会の皆様に集中して審議をお願いしたいと考えております。

しかしながら、本日お集まりの皆様は、任期が今年の 8 月 6 日までとなっており、この審議会がご意見を伺う最後の機会になるので、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

現状について若干説明をさせていただきますが、市町村の消費生活センターは、4 月現在、広域連携による設置を含めて、全ての市と 3 町 4 村で設置をされ、住民に身近な市町村での相談体制の整備が県下で進みつつあります。

また、消費者被害、とりわけ特殊詐欺被害については、4 月末の認知件数が 67 件、被害金額で約 8 千万円と、昨年同期と比べ認知件数が 18 件、被害額は約 1 億 8 千万円減少しているものの、4 月に入り還付金等詐欺が急増するなど依然として深刻な状況にあるところでございます。

そこで、県民が消費者被害に遭わないよう、また、加害者とならないように、若いうちからの消費者教育を推進していくことが大変重要なテーマと考えておりまして、教育委員会などとも連携し、ライフステージに応じた適切な消費者教育が推進できるよう努めたいと考えております。

なお、現在の教育振興基本計画も今年度で終了することから、教育委員会でも次期計画の検討をしている最中でございます。そちらの計画にも、「消費者教育」という項目をしっかり盛り込んでいけるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

皆様方には、このあと説明を申し上げる県の施策に対して、それぞれの立場から、また、中長期的な視点を含めて、ご発言をいただければありがたいと考えております。限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】**

恐れ入りますが、青木部長は、公務の都合により、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、県側の出席者でございますが、委員名簿の裏面に記載してございますので、ご覧ください。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

会議資料は、先日お送りしたもののほか、本日、資料2-2と、昨年行いましたアンケートの結果について追加させていただいております。また、クリアファイルに入りました平成28年度後半に作成いたしましたくらしまる得情報等の啓発資料一式を配付させていただいております。

次に、本日の会議は、録音をさせていただいております。後日、議事録として取りまとめる予定でございます。発言は、マイクを通していただきますようお願いいたします。

また、会議の終了時間でございますが、おおむね午後3時30分を予定しております。ご協力をお願いいたします。

会議に入ります前に事務局から申し上げますが、県では5月1日から10月末までサマーエコスタイルキャンペーンということで、ノー上着やノーネクタイという軽装での会議を進めておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

それでは、これより会議事項に入らせていただきます。

当審議会の議長につきましては、消費生活条例第46条で準用する第28条第1項の規定によりまして、会長が務めることとされておりますので、山岸会長に議事の進行をお願いいたします。

**【山岸会長】**

会長を務めさせていただいております山岸でございます。本日はご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

先日、県からご連絡をいただきまして消費者庁のシンポジウムに参加してまいりました。その中で、博報堂の研究所の原田さんという方が最初に講演をされました。その中で非常に印象として残ったことがあります。私の世代は、高度経済成長の中、つまりバ

ブルが崩壊するまでは常に右肩上がりで、不動産や土地の値段は下がらないものだという神話の中で育ったのですが、バブル崩壊後の世代がそろそろ40歳代になる。その世代は右肩上がりという時代を知らないで育った。だから、高度経済成長の中で育った世代とは全く違う考え方をするんだ、という話でした。そう思って、いろいろ考えてみると昨今の世の中の動きというか、自分が育った頃の常識というかが通用しなくなってきたということが納得できる。そこで、本日のメインの議題ではないけれど次期の長野県総合5か年計画についても、それぞれの立場の声を届けるせっかくの機会なので、それらも含め、充実した会議になるようご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

当審議会の運営につきましては、「長野県消費生活審議会の運営について」に基づき、運営されます。本日の会議に関して、傍聴者の撮影・録音は、事前に会長の許可を得ることとされており、あらかじめ許可しましたので、ご了承願います。

それでは、会議事項の(1)平成28年度事業実績について、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

(資料1～4により説明、H28 特殊詐欺被害防止ミニ番組視聴)

【山岸会長】

今の説明に関して、ご意見、ご質問などありましたらお願いします。

【山岸会長】

では、私から。資料2の2ページ上の家庭用品品質表示法で、平成28年度の違反の対象品目で「食卓用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく」「バケツ」とありますが、具体的にどんな違反があったのか教えていただきたいと思っております。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

家庭用品品質表示法の違反の内容ですが、アルミニウムに関しては、家庭用品品質表示法で決められた記載の部分の中で、厚さに関する記載が漏れていたというものが1点ございました。バケツについては表示をするにあたって社名と原材料名が落ちていたというものです。こちらについて、関東経済産業局に違反があったということを報告したところです。

【山岸会長】

ありがとうございました。こういう検査は、見るのも大変だと思いますが、何人ぐ

らいで検査をしているのですか。

**【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】**

各地方事務所の職員が1名から2名で担当しております。

**【縣委員】**

資料2の6ページの出前講座についてですが、大学・短大・専門が前年度よりかなり減って、高校が大幅に増えているが、その要因は何ですか。また資料2-2の消費者教育推進講師派遣事業についてですが、希望すれば派遣してくれるとの説明だったが、制限なく希望に対応してもらえるのか教えてください。

**【くらし安全・消費生活課 菊池課長補佐】**

出前講座の関係ですが、大学等に比べて高校が大幅に増えた要因はわかりませんが、各学校から要望があった結果でございます。また、消費者教育推進講師派遣事業ですが、派遣できる講師にも予算がありまして、その範囲内でできるだけ対応させていただくということでございます。

**【徳嵩委員】**

資料2の3ページの啓発資料の作成・配付ですが、本日の配付資料にもある小中学生向けリーフレットということで、それぞれ1,000部とありますが、どのように配付をされますか。予算の関係もあると思いますが、とても1,000部では足りないと感じますがいかがでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 菊池課長補佐】**

小中学生向けのリーフレットは年度末に作成をしており、消費者教育推進講師派遣事業での活用を考えているところです。講師派遣事業は、学校からの要請があった場合の実施となりますので、28年度の実績を参考にした作成部数となっております。

**【小金委員】**

資料2-2の消費者教育推進講師派遣事業は、学校が希望するテーマの専門講師を派遣する制度とのことです。消費者教育はともすれば先生の負担が大きく、なかなか取り組まれてこなかった面があると思います。外部の専門講師の授業を受けられるこの制度が、もっと多くの学校で利用できるよう拡充していただきたいと思います。

**【山岸会長】**

次に、会議事項(2)平成29年度事業計画について、事務局から説明をお願いします。

**【くらし安全・消費生活課 戸田課長】**

(資料5～7により説明)

**【山岸会長】**

今年度の事業計画について、ご意見等ございますでしょうか。

**【縣委員】**

資料7の高等学校での金融学習等の事例があるのですが、こういったことはとても大切なことだと思うので、在学中に一度はやってほしいと思います。全学校でこのような課程をやっているのか教えてください。また、資料5の5ページにある学校教育における人材育成ですが、どこの学校でも指導する先生が学ぶ場面がないということを知っていますが、先ほどの消費者教育講師派遣事業も予算の範囲内ということだったので、より一層、消費者教育の授業ができる先生の育成が必要だと思うが、ここでは予算の表記が無い。資料の上に地域・職域等における消費者教育の推進の欄にも、先生に対するものが無い。学校の現場で、先生を育成するような仕組みはあるのかお聞きしたいと思います。

**【教育委員会教学指導課 熊谷指導主事】**

高等学校全校でこのような課程はあるかのご質問ですが、手持ちの資料が無いので、確認をして後日回答させていただきたいと思います。

**【くらし安全・消費生活課 戸田課長】**

消費者教育を担う人材の育成については、必要なことなのですがなかなか進んでいないところもあります。先般、国の会議にも出席してきましたが、成人年齢の引き下げもありまして、国でも様々な検討をして、文部科学省でも小中学校の指導要領から変えて取組みを強化していこうという状況でもあるようですので、県としても第2次の消費生活基本計画、消費者教育推進計画の中でもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

**【鶴田委員】**

先程の学校教育現場で行われている消費者教育の把握ですが、たぶん消費生活の担当部局が把握する場合は出前講座等の結果等のみになると思います。私は、家庭科教育が専門なのでお話しさせていただくと、学校の家庭科教育では、消費者教育が教育課程の柱に位置づいています。教科書でも大概の教科書に、契約やトラブルについてきちんと書いてある。割かれているページは220ページくらいの中で、消費者問題に関して少ない教科書でも30ページくらいありますし、多いところで環境教育も含めて50ページ近く入っています。なので、県の消費生活部門の方が把握できるかわからないけれど、実

際の現場ではかなりやられていると思います。でも、問題なのは、家庭科の時間数が少ないからやりきれない、ということです。それに、次期の学習指導要領では、消費者教育を柱にするということが小中高等学校の家庭科の柱にもなっているので、やりやすい状況は生まれていると思いますが、実際に消費生活や実生活に関する学びに力を入れていく方向にはなっていないので難しい問題だと感じています。そこで、どういうふうに教育委員会とくらし安全・消費生活課がタイアップして把握していくかということが、課題のひとつなのではないでしょうか。

資料5の9ページですが、平成28年度の実績報告にもありましたが、消費生活サポーター制度が発足して、だいたい計画どおりに増えているので成果が上がっていますが、問題は、サポーターに何をやってもらうかが明確でないということ。この事業案では、教育推進役としての活動の範囲や可能性を探ろうという計画になっています。それは、将来的に、小さくてもいいので出前講座のような場面で活躍してほしいということでしょうか。消費者教育推進講師派遣事業や出前講座には予算に限りがあるので、この先、サポーターにもその一翼を担ってもらいたいという構想なのではないでしょうか。先程、小金委員もおっしゃっていましたが、講座で専門家がきちっと話をするが大変重要だと思いますが、サポーター全員でというのは無理かもしれないけれど、まずは社会教育のところで長期的に訓練をしていく構想を持つということを考えての調査なのではないでしょうか。

#### 【くらし安全・消費生活課 菊池課長補佐】

サポーターの中には、具体的にどう活動したらよいかわからない、もっと活動したいという声があることを私どもも把握しております。そこで28年度まではサポーター養成のための講座を開き、サポーター認定を進め、また、サポーターのレベルアップということで、広く浅く知識を持ってもらおうという研修を進めております。また、今年度意識調査を並行して行い、サポーターの方々から学校などに出向いて消費の関係の話を広めたいという希望が多ければ、知識のレベルアップや話し方、伝え方に特化した研修講座も考えていきたいと思っております。サポーターの方々の意向を把握する中で、研修の方向性を決めていきたいと考えております。

#### 【高木委員】

学校での消費者教育ということでいろいろ議論されていますが、鶴田委員のおっしゃっていたことに同感です。学校教育の家庭科、生活科の中で、子供に対してどうやって生活していくか、お金はどう使うかということを教えていくのが本来の家庭科だと思うのですが、どちらかというと実技的な裁縫とか料理とかに時間が割かれています。それは、子供達も親しみやすいし、先生も授業をやりやすいので仕方がないと思う。学校だけでなく、家庭でも経済生活の具体的なこと、社会の仕組み等を学校とタイアップしながら教えていけるような教育の場面がほしいと思います。

**【くらし安全・消費生活課 戸田課長】**

委員の皆様のおっしゃるとおりだと思います。なかなか難しい部分もあるとは思いますが、学校だけでなく家庭での教育等も、サポーターのみなさんにコーディネートしていただけたらいいとも思っています。

皆様のご意見をしっかり第2次消費生活基本計画の中でも反映させていきたいと考えております。

**【山岸会長】**

私は仕事柄、消費者問題について学生達に話をしなければいけない場面があるのですが、同じことを家庭ですると、真面目な話に子供は「ふん」と言ってどこかへ行ってしまったりする。家庭で話をする時に、いい方法はないですか。

**【高木委員】**

そうですね。親が子供に真面目な話をする、親子で話し合いをするということ自体が難しいですね。「うちの家庭では、あなたにこれだけしかおこずかいをあげられない。どうやってやりくりしていけばいいか自分で考えなさい。」というところから始めていけばいかがでしょう。

**【鶴田委員】**

高木委員の意見に賛成です。別の角度から言うと、日頃から家庭教育で「(経済も含めた)生活が大事だよ」というメッセージが投げかけられているかどうかだと思います。今の中学、高校の全体的な流れは大学入試に傾いていて、本当に悩んでいる校長先生もいれば、割り切って考えている校長先生もいらっしゃる。親からのプレッシャーもあったり学校評価とかで、著名大学の合格率を競わされてしまっている。生身の生活、生身のお金、健康とかもそうだけれど、そういう勉強って大事だよ、という風土がなかなか作れない現状がある。経済に関しても、日頃の生活の中であなたたちで責任を持っていくのよ、と教えていかなければいけないけれど、忙しさを消されてしまっています。長野県は良い教育の歴史があるのだから、大きな勉強ということで取り組んでほしいです。消費者教育推進計画は、総合5か年計画や教育委員会の教育振興基本計画とも一緒に見直しをしていくとのことでしたが、どうやって教育というものに取り組むのか、少しずつでも進展していくといいと思います。

**【有賀委員】**

高校現場の学校長として、ひとこと。高校での消費者教育というと、家庭科と社会科(公民)の中の政治経済に授業があります。学習指導要領の中に入っているので、必ず学習しています。時間数は各学校によって違うけれど、政治経済では「ケネディの消費者の4つの権利」から始まって、「消費者基本法」などもやっていきます。ただ、具体



的な事例についてはなかなか触れることができないので、特別に講師を招いてそういう話をさせていただいている。よくあるのは、卒業前の3年生に対し、社会に出る前にあたっての注意事項等を学習するため、司法書士の方に来ていただき、悪質商法等について話させていただいています。資料7にあるような事例はアクティブラーニングでの事例で、全部の学校がやっているということではない。大多数が講義形式の学習で、生徒は聴講するという形だと思う。また、高校は卒業後の進学、進路をどうするかをまず考えるので、家庭科というものは試験科目にないことから、どうしても学習が薄くなってしまいうという傾向はあります。ただ、政治経済は試験科目にあるので、知識としての消費者教育はやっています。

【山岸会長】

実際に、消費者教育のことが試験に出たことはあるんですか。

【有賀委員】

そこが試験範囲になっていれば、出します。

【小金委員】

最近、成人年齢を18歳に下げるという議論がされています。今まで、取消権は20歳まではあったわけですが、18歳に引き下げられることになります。そうすると当然、18歳、19歳が悪質商法のターゲットとなり、被害の低年齢化が予想されます。それを踏まえ、若者への一層の消費者教育の推進をお願いいたします。

【山岸会長】

今のお話に関連して、有賀委員にお聞きしたい。「18歳未満お断り」というフレーズがよくあって、パチンコとかいろいろ規制が外れるものがありますが、今の高校生は、どんな意識なのでしょうか。

【有賀委員】

18歳の区切りで制限されているのは、パチンコぐらいだと思います。その他は、だいたい20歳です。競馬等は20歳であっても学生はできません。今の高校生が興味を持つのは、お酒、たばこで、パチンコの話はあまり聞きません。それ以外にもゲーム等楽しく遊ぶものがたくさんありますから。ただ、問題になるのは、県の報告にもあるが、家の人の許可なくゲームで課金してしまうということです。たばこは買いづらくなっているし、お酒に関しても未成年の飲酒には厳しい世の中になっています。だから、18歳で変わる、自由になるということはありませんという意識だと思います。

【山岸会長】

次に、会議事項(3)第2次消費生活基本計画等について、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

(資料8により説明)

【山岸会長】

第2次消費生活基本計画の策定についての本格的な議論は、8月以降の次期審議会のことですが、現時点でのご意見等ございますでしょうか。

【山岸会長】

現時点でのご意見が無いようですので、会議事項(4)その他 長野県総合5か年計画について、事務局からご説明をお願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

(資料9により説明)

【山岸会長】

なにかご意見ございますでしょうか。

では、先程の消費生活基本計画も含めて、私から。5か年計画で、できたこととできなかったこと、課題等補足説明をお願いいたします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

県全体のことですと、この場でご説明するのは時間的に難しいのですが、消費生活の関係で申し上げますと、県内の身近な市町村に消費生活センターの設置が進んでおり、相談の受付状況は、県から市町村へという変化がみられます。課題といたしましては、先程からお話のある成人年齢の引き下げ等にも関係しますが、教育というものが重要になってくるということを感じております。また、国等の会議に出席して聞いておりますと研究会等でエシカル消費ということが話題になっております。価格のみでなく、地産地消、障がい者や施設で作られた商品の購入、食品ロス、エコという新しい観点での消費行動をする消費者を育成するということです。また、長野県は教育県ということが言われておりますが、「教育」という言葉は上から言っている印象があるので「学習」ということを新しい計画に反映できないかとも思っております。どうか、皆様のご意見をたくさんいただきたいと思っております。

#### 【徳嵩委員】

エシカルということでお話がありましたが、この消費生活審議会では消費者被害に関する題材が非常に多くて、本来の消費生活に関するところを取り上げてほしいとも思いましたので、生活していく中での全般を網羅できる計画にしていきたいと思えます。

被害に関して後から対策をとるということも重要なのですが、やはり、地球にやさしく、人として生きて行くために、資源的にも経済的にも、継続していける環境づくりや、未来に向けた消費活動を視点にした計画作りをお願いしたいです。

#### 【山岸会長】

私が副会長をしている弁護士会の役員会では、松本市が発祥と言われている「3010運動」を始めています。そのようなことも具体的な活動として、計画に盛り込むとよいと思えます。また、徳嵩委員がおっしゃったことに関して、企業が作る良い商品に対して適正な価格で購入するということが大事だと思えます。

#### 【鶴田委員】

徳嵩委員がおっしゃったことは、今の消費生活基本計画の議論の中でも出ていました。当時から、被害ばかりでなく、そもそもの消費者教育とは何か、という議論がありました。例えば資料5の施策体系の「Ⅲ消費者教育の充実」という中にいくつかの柱があり、環境教育・食育等への取組ということも出ているのだけれど、消費者被害に対する教育のことが目先にあり、大局的な消費者教育の議論が手薄になってきたという反省はありますね。だから、今出ている意見を次に繋げていくことが大事だと思えます。

#### 【高橋委員】

特殊詐欺の阻止件数というのがありますが、表に出ていない件数もあると思う。以前、知人のところに手紙が来て、お金を振り込むと何億円もらえる、と書いてあったそうです。それは本当の話じゃないよと伝えたら、市役所に確認してきたようで、高橋さんの言うとおりでした、と言われた。そういうことがあったら消費生活センターや警察に届け出ましょうと広報はされていますが、恥ずかしさがあるとなかなか言えないことが多い。他の被害防止に繋がるので、もっと強く広報してほしいと思えます。

それから、第2次消費生活基本計画についてです。資料9の今の県総合5か年計画の方針3に「人」と「知」の基盤作りというのがあったのですが、いじめや虐待の実態があるので、人権との調和という観点も入れたらいかがでしょうか。

#### 【山岸会長】

ありがとうございました。

以上で会議事項は全て終了いたしましたので議事を終了させていただきたいと思えます。この審議会は多くの分野の委員が参加をされ、毎回多様なご意見をいただき、本

当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それではマイクを事務局にお返しします。

**【くらし安全・消費生活課 戸田課長】**

長時間にわたりまして、本日は貴重なご意見ありがとうございました。

いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第2次消費生活基本計画、県総合5か年計画の策定に反映してまいりたいと考えております。

委員の皆様は、この8月で2年の任期を終えられます。消費者を取り巻く環境が急速に複雑多様化する状況の中、県の消費生活基本計画・消費者教育推進計画の中での施策推進に向けた積極的なご意見、ご指導をいただき、改めて感謝申し上げます。これからも、いただいたご意見を踏まえ、消費者行政の在り方等検討してまいります。

引き続き、県の消費者行政につきまして、一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

**【事務局 くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】**

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成のうえ、後日、皆様にご確認いただくこととなります。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。